

第 6 1 回長崎大学学長選考会議議事要旨

- 1 日 時 令和 3 年 1 0 月 7 日 (木) 1 5 : 2 7 ~ 1 6 : 2 8
- 2 場 所 長崎大学事務局第 3 会議室 (一部委員は執務室等から web で出席)
- 3 議 事

(1) 国立大学法人法の一部を改正する法律への対応について

①理事の学長選考会議への参加について

議長から、国立大学法人法の一部を改正する法律への対応に関連し、前回開催の学長選考会議において作成を進めることとなった理事の学長選考会議への参加に関する申合せ等の素案が作成された旨の説明があった。

続いて、議長の求めにより、学内委員である理事（総務担当）から、資料 2 - 1 から資料 2 - 3 に基づき、長崎大学学長選考会議規則を改正したうえで申合せを作成する旨の説明があり、同規則の改正案及び「長崎大学学長選考会議における役員の出席に関する申合せ（素案）」が、審議の結果、了承された。

②学長選考会議の組織について

議長から、国立大学法人法の一部改正に伴い、教育研究評議会において選出された者のみが学長選考会議の委員となることから、学長選考会議の組織について検討が必要である旨の説明があった。

続いて、議長の求めにより、理事（総務担当）から、資料 2 - 1 に基づき、委員の人数及び学長の再任又は解任に関する事項を審議する場合の理事の取り扱いについて説明があり、前者については、今後の教育研究評議会における選出方法の議論を踏まえ、次回開催の学長選考会議で審議することが確認され、後者については、他の学内委員と同じく教育研究評議会から選出されることを踏まえ、理事が審議に加わることができないと規定する長崎大学学長選考会議規則第 3 条第 2 項を削除することが、審議の結果、了承された。

(2) 学長の再任審査の実施について

議長から、前回開催の学長選考会議において規則化を進めることとなった学長の再任審査の実施について、規則に盛り込む実施方法の検討が必要である旨の説明があった。

続いて、議長の求めにより、理事（総務担当）から、資料 3 - 1 から資料 3 - 3 に基づき、具体的実施方法について説明があり、下記の方向性で規則化を進めることが、審議の結果、了承された。

(再任審査の実施方法の方向性)

- ・再任の意思確認
- ・学長在任期間中の業績調書の提出
- ・所信表明書の提出
- ・面接の実施
- ・過半数による再任可否の決定（長崎大学学長選考会議規則第 6 条の議決によるもの）

なお、本件にかかる規則改正については、国立大学法人法の一部改正に伴う規則改正後の令和4年度に行うことが確認された。

(以 上)